資料１

総合教育会議の概要

**１　総合教育会議の設置趣旨**

　教育に関する予算の編成・執行や条例提案など、重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために設置する。

**２　総合教育会議の位置づけ**

首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場であり、調整がついた事項は、それぞれが尊重義務を負う。

**３　構成**

（1）会議は、首長と教育委員会により構成される。

　（2）必要に応じて、関係者又は学識経験者から意見を聴くことができる。

（3）会議は、首長が招集する。また、教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、会議の招集を求めることができる。

**４　協議・調整事項**

（1）教育の大綱の策定に関して協議する。

　（2）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について協議する。

　（3）児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について協議する。

**５　調整がついた事項**

　総合教育会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員である首長と教育委員会は、その調整の結果を尊重しなければならないこととする。

**６　協議できない事項**

教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については協議すべきではない。

**－**１－

**７　会議の公開、議事録の作成公表・非公開**

　総合教育会議は原則公開する。首長は、会議終了後、遅滞なく会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

　いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する場合や、新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合は非公開とすることができる。

**８　会議の開催回数**

　総合教育会議は首長あるいは教育委員会が協議したい事項ができた時、あるいは、緊急事態が生じた時に、臨時開催されるものであり、開催回数は当該自治体の首長と教育委員会の意志によって決められるものとする。

**９　事務局**

　総合教育会議の運営にあたり必要となる、開催日時の決定、協議題の調整、意見聴取者との連絡調整、議事録の作成及び公表等の事務は、首長が総合教育会議を設け、招集するとしていることに鑑み、首長部局で行うことが原則となっていますが、各地方公共団体の実情に応じ教育委員会事務局に委任又は補助執行させることができるものとする。

－２－